

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部  
の施行期日を定める政令要綱

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行期日を平成二十四年二月一日とすること。